

令和 7 年度 新潟県立燕中等教育学校 1 学年研修旅行業務 委託業者選定プロポーザル
実施要項

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度 新潟県立燕中等教育学校 1 学年研修旅行業務

(2) 目 的

本業務は、本校で令和 7 年度 1 学年を対象に実施する研修旅行の企画、準備、添乗および必要な事務作業等を安全かつ円滑に行うことで、修学旅行の目的を達成することを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日又は事後研修が終了する日まで

2 見積限度額

生徒一人あたり 30,000 円以内(消費税を含む)

3 資格要件

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた者であっても更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く)であること。

(3) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始または破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者でないこと。

(5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては当該県税の未納がない者であること。

4 参加申し込み

(1) 提出書類 各 1 部

ア 別紙様式1 「参加申込書」

イ 別紙様式2 「会社概要」

ウ 別紙様式3 「業務実績一覧表」

(2) 申込期限 令和 7 年 8 月 6 日(水) 16 時 ※必着

- (3) 申込先 問い合わせ先に同じ
- (4) 提出方法 持参または郵送

5 実施要領の内容についての質問の受付および回答

(1) 質問受付

- ア 期限 令和 7 年8月6日(水) 16時 ※必着
- イ 受付先 問い合わせ先に同じ
- ウ 提出方法 任意の様式により持参、郵送、FAX、Eメール

(2) 回答

- ア 期日 令和 7 年8月7日(木)
- イ 回答先 上記4により申し込みのあった全参加者
- ウ 回答方法 電話、FAX、Eメール

6 提案書の作成要領

(1) 提出書類

- ア 企画提案書 11 部
 - (ア) 別紙「仕様書」を踏まえて記載すること。
 - (イ) 提案書は A4判とし、表紙に「令和7年度新潟県立燕中等教育学校1学年研修旅行業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。
 - (ウ) 提出期限以降の提案書の差し替え又は再提出は認めない。
 - (エ) 書類の作成言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- イ 旅程表
- ウ 見積書(見積もりの総額及び内訳をそれぞれ明記して作成し、代表者印を押印すること。任意様式でよい。)

(2) 提出

- ア 提出期限 令和 7 年8月 18日(月)
- イ 提出先 問い合わせ先に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送

7 ヒアリングの実施

提案者に対しては、提案内容のヒアリングを実施する。

- (1) 期日 令和7年8月20日(水)
- (2) 内容 提案者は、企画提案内容および見積内容について15分以内でプレゼンテーショ

ンを行った後、5分程度質疑応答を行う。

(3)その他 詳細については、別途通知する。

8 審査要領

(1)審査方法

下記(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が提出された提案書及びヒアリングの結果を踏まえて審査し、最も優れた提案をおこなった者を選定する。

(2)審査基準 ※審査委員1名あたり

項 目	審査基準	配点
受託業務に対する考え方	本事業の目的を適切に理解し、受託業務に対する考え方や方針は明確か。	5
行 程	交通手段の選択は妥当で、スムーズで無理のない行程か。	5
事前・事後研修	事前・事後研修のねらいは明確、かつ内容が具体的であり、創意工夫にあふれる提案か。	5
現地研修	①現地研修のねらいは明確かつ内容が具体的であり、創意工夫にあふれる提案か。	15
	②添乗員のサポート体制は十分か。	5
安 全	緊急時の指示系統や連絡体制、旅行保険の内容は適切かつ十分か。	5
延期・中止の場合の対応	旅行が延期・中止になった場合も、本校の意向に沿った適切な対応を取ってもらえるか。	5
費 用	研修内容に対して妥当な見積額か。	5
合 計		50

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

10 日程

募集公示	令和 7 年7月24日(木)
参加申し込み期限	令和 7 年8月 6日(水)
提案書の提出期限	令和 7 年8月18日(月)
ヒアリング実施	令和 7 年8月20日(水)
審査委員会	令和 7 年8月20日(水)
契約	令和 7 年8月27日(水)

11 契約の締結

県立燕中等教育学校長は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する(契約書の作成要)。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12 問い合わせ先

〒959-1201 燕市灰方 815 番地 県立燕中等教育学校

担当: 鈴木佐栄智(1学年主任)

電話: 0256-63-9346(1学年直通)

FAX: 0256-66-1293

Eメール: 鈴木アドレス suzuki.saechi@nein.ed.jp

13 その他

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申し込みを辞退する場合は、別紙様式2「参加申し込み辞退書」を提出すること。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要項に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をしこれを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

エ 本要項中1(6)の見積もり限度額を超えた見積書を提案した者